



令和6年5月9日

各 位

会 社 名：株式会社 東和銀行
（コード：8558 東証プライム）
代表者名：代表取締役頭取 江原 洋
問合せ先：常務執行役員総合企画部長 岡部 晋
（TEL：027-230-1500）

株主提案に対する当行取締役会意見に関するお知らせ

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、令和6年6月27日開催予定の第119回定時株主総会における議案について、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、当該提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名 個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。
保有議決権数 333 個（総議決権数の 0.090%）

2. 本株主提案の内容と主旨

（1）議題

- ① 剰余金の処分にかかる定款変更の件
- ② 自己株式取得にかかる定款変更の件
- ③ 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

（2）内容と主旨

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当行取締役会の意見及びその理由

(1) ① 剰余金の処分にかかる定款変更の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当行は、地域のお客さまに対して金融仲介機能を発揮することで地域経済の活性化や発展に貢献することが地域金融機関として果たすべき役割であると考えています。

そのため、株主還元については、地域金融機関の公共的使命を念頭に置いて、地域のお客さまの信頼にお応えするために、健全経営と利益剰余金の充実に努めることを前提に、株主の皆さまに対して、安定的な配当の継続を実施しております。

この度、新中期経営計画を作成するにあたり、取締役会の決議を得て、安定的な配当の継続を基本としつつ、総還元性向は 30%以上を目安とする配当方針を策定しております。

この方針に基づき、今後の業績見通しや事業環境をふまえ、2025年3月期における配当金につきましては2023年3月期の配当額である25円から5円増配し、年間配当額を30円とする計画としております。

また、定款変更につきましては、定款は会社の組織や運営に関する基本事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは、業務執行の機動性及び柔軟性を害し、適切ではないと考えております。

以上より、当行は、定款ではなく取締役会の決議によって上記の配当方針に基づく株主還元施策を実施していくことが最適であると考えております。

したがって、当行取締役会といたしましては、本議案に反対いたします。

(2) ② 自己株式取得にかかる定款変更の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当行は、地域のお客さまに対して金融仲介機能を発揮することで地域経済の活性化や発展に貢献することが地域金融機関として果たすべき役割であると考えています。

そのため、株主還元については、地域金融機関の公共的使命を念頭に置いて、地域のお客さまの信頼にお応えするため、健全経営と利益剰余金の充実に努めることを前提に、株主の皆さまに対して、安定的な配当の継続を実施しております。

この度、新中期経営計画を作成するにあたり、取締役会の決議を得て、安定的な配当の継続を基本としつつ、総還元性向は 30%以上を目安とする配当方針を策定しております。

自己株式取得につきましては、資本効率向上の観点もふまえ柔軟に検討を行ってまいります。適切な資本配賦によって盤石な経営基盤を長期的に確保し、地域のお客さまに対する金融仲介機能を十分に発揮することが、当行が果たすべき役割であることを踏まえ、自己株式取得については、上記の配当方針に基づき、各期の配当もあわせた株主還元方策の一環として検討、実施していくことが最適であると考えております。

また、定款変更につきましては、定款は会社の組織や運営に関する基本事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは、業務執行の機動性及び柔軟性を害し、適切ではないと考えております。

以上より、当行は、定款ではなく取締役会の決議によって上記の配当方針に基づく株主還元施策を実施していくことが最適であると考えております。

したがって、当行取締役会といたしましては、本議案に反対いたします。

(3) ③ 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当行は、公的資金による国の資本参加を受けて以降、経営強化計画を策定し、地域のお客さま支援を積極的に行い、その進捗状況を開示してまいりました。

また、現在は公的資金の返済を決定したことから、パーパスを軸とした新たな中期経営計画を策定し、財務情報のほか、非財務情報についてもKPI（重要業績評価指標）を設け、当行の企業価値のさらなる向上に取り組んでおります。

今後とも収益・費用等を含めた財務諸表につきましては、会計ルールに則って適切に開示してまいります。本計画における財務・非財務を含めたKPIの進捗状況等については、ディスクロージャー制度の趣旨に則り、積極的なIR活動や統合報告書などを通じ、適宜、適切に開示していく方針であります。

また、開示に関する事項の詳細を定款で定めることは、機動的なディスクロージャー、IRの運営を妨げることとなることから、定款の変更は必要ないものと考えております。

したがって、当行取締役会といたしましては、本議案に反対いたします。

以 上

【別紙】本株主提案の内容

第1 提案する議題

- 議題1 剰余金の処分にかかる定款変更の件
- 議題2 自己株式取得にかかる定款変更の件
- 議題3 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

(1) 議題1 剰余金の処分にかかる定款変更の件

①議案の要領

現行定款の第40条を、第40条1項とし、第2項を以下のとおり新設する。
なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

(第40条2)

当銀行は、毎期末において、分配可能額の範囲内において、かつ、その他利益剰余金を配当原資として、純資産の2%相当額以上の額を、期末配当金として支払うことを目標とするものとする。ただし、当銀行が、株主に対して、基準額を下回る額を交付せざるを得ない明確かつ合理的な必要性があり、かつ、この合理的な必要性について適切な説明を行う場合はこのかぎりではない。

②提案の理由

当行は、東京に隣接する北関東を営業地盤とする健全な金融機関ですが、PBR0.24倍と低迷しています。(2024年4月5日現在。東証プライム平均1.44倍)

これは、コロナ禍による収益低迷に合わせ、40円(2019年度)から25円(2021年度、2022年度及び2023年度予想)に減配したことに伴う配当の不安定性が一因です。

元来、銀行業の収益は、金融政策や景気の波に左右されるものの、基本的には安定しており、純資産をベースにした安定的な配当方針が適しています。今回提案した純資産配当率(DOE)2%は、自己資本利益率(ROE)6%を前提とすれば33.3%の配当性向で、他行と比べても妥当といえます。配当の不安定性が株価低迷の一因と考えられる中、自己資本をベースにしたDOEの導入が株主還元の安定性をもたらし、結果的に長期安定的な株主構成につながると期待されることから、上記議案を提案いたします。

(2) 議題2 自己株式取得にかかる定款変更の件

①議案の要領

現行定款の第7条を、第7条1項とし、第2項を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

(第7条2)

取締役会は、当銀行の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額以上を取得価額の総額として、分配可能額の範囲内において、每期自己の株式の取得を行う。

②提案の理由

株価は、マクロ環境や株式市場動向にも左右されるため、収益と財務内容に必ずしも連動するわけではありませんが、株価低迷時の自社株買いは収益性を改善させるだけでなく、株価低迷を看過しない経営姿勢が株主の安心感を醸成し、企業価値を拡大させます。

コロナ禍の終息や賃上げの動きなどから地方経済にも明るさが見え始めるなか、当行の2023年度第3四半期の経常利益は35億65百万円となり、通期予想の25億円を既に大きく超えています。加えて、日本銀行によるマイナス金利の解除により、預貸金利鞘の改善も今後見込まれます。このように収益が回復方向にあるにも関わらず、当行の株価が低迷する背景には、公的資金の返済も進めず、自社株買いも行わず、株価低迷を看過してきた経営姿勢に対する株主の不安があります。こうした不安を払しょくし、株主の信頼を回復するため、株価がPBR1倍を超えるまで自社株式取得の継続を求めます。

(3) 議題3 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

①議案の要領

以下の条文を定款に新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

(第7章 その他)

(決算期説明資料の公表)

第43条 当銀行は、以下に定める内容を含む決算説明資料を毎四半期公表するものとする。

- (1) 経常収益改善策及びその進捗状況
- (2) デジタル戦略とその進捗状況
- (3) コスト削減策とその進捗状況
- (4) 資本政策とその進捗状況（含む公的資金返済の道筋）
- (5) 中期経営計画及びその進捗状況
- (6) 企業価値向上の基本方針とその施策（含む株主還元策）

②提案の理由

日本銀行によるマイナス金利が解除された一方、少子高齢化やネット銀行との競合などから、地方銀行を取り巻く経営環境は厳しく、DX戦略を交えながら、貸出・運用・コスト削減・資本構成・株主還元などの戦略について、中期経営計画を作成・開示し、強い決意をもって銀行経営にあたることが求められます。

当行には現時点で150億円の公的資金が残り、繰上げ返済は今後の機動的な銀行経営につながると期待されます。しかし、その原資となる利益剰余金（2023年12月末718億円強）が2018年5月に200億円の公的資金を返済する直前期の水準（2018年3月期683億円強）を上回るにもかかわらず、公的資金の残額返済は実行されていません。経営戦略に関する不十分な説明が株主に不安を与え、株価低迷の一因になっている状況を打破するため、詳細な中期経営計画の作成・開示、および決算説明資料におけるその進捗状況の丁寧な説明を求めます。

以 上